



海と
生きる

けせんぬま 復興ニュース

第112号 (平成29年3月15日発行)

【発行】
気仙沼市秘書広報課
〒988-8501
宮城県気仙沼市八日町一丁目1-1
TEL: 22-6600 内線 207・208
FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)
E-mail: hishokoho@kesenuma.miyagi.jp
※メールアドレスが変わりました

✓ 震災による固定資産税などの 減免割合を変更します



■問い合わせ先/
税務課 tel: 22-3405

市は、津波浸水区域に所在する土地・家屋に対する固定資産税及び都市計画税について、特に被災の程度が大きい災害危険区域や震災復興事業が継続している区域の土地や家屋のうち、課税することが適当でないと判断したものについて減免措置を行っています。

このたび、減免措置を行ってきた区域において一定程度の復旧・復興が進んでいることから、平成29年度より以下のとおり対象区域や対象資産などの見直しを行います。

	区域	平成28年度 (変更前)	平成29年度 (変更後)
土地	災害危険区域 復興事業施工区域 (土地区画整理事業(鹿折、南気仙沼、魚町・南町) 水産加工施設等集積事業(鹿折、南気仙沼) 低地ゾーン整備事業(鹿折、南気仙沼) 圃場整備事業(最知、大谷、田の沢、岩井崎・杉ノ下地区)	全額減免	全額減免
	災害危険区域外 ②	復興事業施工区域など その他(農地など)	1 / 2 減免 減免廃止
家屋	災害危険区域 ③	全額減免	1 / 2 減免
	災害危険区域外 ③	1 / 2 減免	減免廃止

土地

- ①災害危険区域及び復興事業施工区域は、当該事業が継続中であり、道路などのインフラの復旧が完了していない箇所が多数あることから、全額減免を継続
- ②災害危険区域外(上記の①の復興事業施工区域を除く)の土地は、比較的復旧が進んでおり、通常使用の状態に戻っている区域が多いことから、土地の使用状況等に応じて2分の1減免または減免廃止

家屋

- ③家屋の使用制限がなく、使用できる状況にある家屋は、2分の1減免または減免廃止

■減免申請手続き／震災による減免は、納税者の方による手続きは必要ありません。

■平成29年度固定資産税・都市計画税の納税通知／

5月に発送予定です。震災による減免措置の内容は、発送される固定資産税・都市計画税納税通知書および課税明細書をご確認ください。

■注意点／

上記の震災による減免のほかに、地方税法による被災特例、復興特区法による課税免除などの各軽減措置が適用されている場合があります。詳しくは、市税務課までお問い合わせください。



国民健康保険の医療費一部負担金・介護保険サービスの免除を継続します

■問い合わせ先／
tel: 22-6600
・保険課 内線376・377・389
・高齢介護課 内線406・407

市では、震災による被災者の医療費一部負担金および介護保険サービス利用者負担額の免除を行っています。4月以降も継続して実施します。

対象の方には免除証明書をお届けします。医療機関を受診される際は、必ず窓口で免除証明書を提示してください。提示せずに受診した場合、緊急・その他やむを得ない場合を除き還付できません。また、介護保険サービスをご利用の際は、サービス事業者に免除証明書を提示してください。

■対象となる方／次のいずれかに該当する気仙沼市国民健康保険に加入している方、または介護保険の要介護認定を受けている方

- ・震災により住家が全壊、大規模半壊または全焼し、市県民税非課税世帯の方（住家が半壊で、その住宅をやむを得ず解体し、被災者生活再建支援金の支給対象となった場合を含む）
- ・震災により主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯で、市県民税非課税世帯の方

■実施期間／4月1日から来年3月31日まで（1年間）

4月からの免除証明書は、3月末に郵送します。有効期間は平成29年4月1日から7月31日までです。8月以降は、29年度の課税状況により再判定し、該当する方にお届けします。

■免除内容／・入院、通院、歯科、調剤、訪問看護療養費に係る一部負担金
・介護保険サービス利用者負担金（1割）



※入院時の食費・居住費、治療用装具、柔道整復・マッサージ・鍼灸しんきゅうの施術、また介護保険サービス利用における食費・居住費（滞在費）・日常生活費などは対象になりません。

3月26日(日)大島架橋中央径間架設作業見学会・交通規制などのお知らせ

■問い合わせ先／
・三陸道・大島架橋・唐桑最短路整備促進課 tel:22-6600
内線566・567
・宮城県気仙沼土木事務所
大島架橋建設班 tel:24-2537

■大島島内で見学会を開催します（申込不要）

磯草と亀山に見学場所を設け、駐車場、浦の浜・汽船発着所を結ぶシャトルバスを運行します。

シャトルバスは午前5時30分から午後3時まで運行します。右図に示した各停留所でご乗車ください。

■パブリックビューイングを行います（無料）

K-NETで架設作業の様子を生中継で放送するほか、その放送を気仙沼中央公民館（旧河北ビル3階）でもご覧いただけます。午前5時30分から午後3時まで開場しますのでぜひお越しください。

■交通規制などについて

大島・浦の浜・汽船発着所付近は、車で込み合うことが予想されます。当日は、臨時駐車場の「大島小学校」、「大島みどりのふれあい広場」をご利用ください。

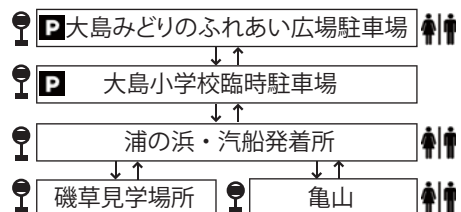
・磯草見学場所方面は「汽船発着所付近から」、亀山方面は「亀山入口交差点から」一般車両の進入制限を行います。

本土・浪板橋から三ノ浜（見学会場）や見学会場周辺の公道は、車両駐車禁止および一般車両の進入制限を行いますのでご注意ください。

・見学会場へは「気仙沼大島大橋架設見学会」に申し込み、当選された方が乗車するシャトルバスのみ通行できます。

・汽船発着所（エースポート）付近は、復興工事が行われており駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

❗見学場所以外でも作業の様子を見ることはできますが、自己責任のもと、十分に安全を確保してご覧いただくとともに、他の車両などの通行を妨げることなどがないよう注意してください。



市立新病院の概要をお知らせします

■問い合わせ先／
新病院建設推進課
tel：22-6600 内線562

今年11月の開院に向けて、市が赤岩杉ノ沢地内で整備を進めている市立新病院は、2月末時点で進捗率は91.7%となり、内装がほぼ完成となりました。このたび、利用される市民の方々へ、開院後の新病院についてより具体的なイメージを持っていただくため、皆さまから寄せられた疑問点などをQ&A形式でお答えします。

Q.診療科目はいくつで、どのようなものがありますか？

A. 現在と同じ18科です。
(内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、心療内科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科)

Q.病床はいくつありますか？また、その内訳は？

A. 設置する340床のうち、感染症病床が4床、一般病床が336床ですが、一般病床のうち48床は回復期リハビリテーション病床となります。
現在の許可病床数は404床ですが、実際の稼働病床数は同じ340床です。

Q.機器の入れ替えや高度医療機器の導入について教えてください。

A. MRI装置は、高性能な3.0T(テスラ※)の機種を導入するとともに、現在使用中の1.5Tを新病院へ移設し2台体制となります。また、放射線治療装置、CT、血管造影撮影装置などをはじめ数多くの医療機器を更新します。
※磁気の強さを表す単位です。数値が大きい機器ほど、精度の高い検査画像が撮影でき、小さな病変を発見しやすくなります。

Q.施設にはどのような特徴がありますか？

A. 1階部分に、気仙沼にちなんだ「うみねこモール」と呼ばれる憩いの場を設置し、エントランスホールと併せ2階までの吹き抜けとするなど、開放的な空間となっています。

Q.売店はありますか？

A. コンビニエンスストアが出店する予定です。

Q.駐車場は何台分ありますか？駐車料金はかかりますか？

A. 一般の方が利用できる駐車場は410台分です。駐車料金は無料です。

Q.病院への出入口や交通手段を教えてください。

A. 基本的には国道45号バイパスからの出入りとなります。また、公共交通機関としては、バスなどの運行を検討しています。

Q.ヘリポートができるそうですが、どのような利点がありますか？

A. 現在、高度または専門的な治療が必要な重症患者さんは、主に赤岩港のヘリポートを使用して高次医療機関へ搬送していますが、敷地内にヘリポートを設置することにより搬送時間が短縮され、治療開始時間が早くなります。
同様に、救急患者に対する治療も、運用が始まった宮城県ドクターヘリとの連携により、救命への大きな効果が期待されます。
また、大規模災害時には、患者移送の拠点としての役割を担います。



✓ 震災慰霊碑などの整備を支援します

～気仙沼市地区別震災慰霊碑等整備補助金～

■申し込み・問い合わせ先／
総務課
tel:22-6600 内線222

市では、遺族や地域の方々の心のよりどころとなる震災慰霊碑や津波の事実、教訓、命の大切さを後世に伝える津波記憶石（以下「慰霊碑など」）を整備する団体に対し、補助金を交付します。

なお、すでに遺族、自治会、地元有志などによって、独自に慰霊碑などを建立されている地区についても補助を受けられますので、詳しくはお問い合わせください。

■対象範囲／13地区 ※各地区原則2件まで

- 気仙沼地域…7地区（気仙沼、鹿折、松岩、新月、階上、大島、面瀬）
- 唐桑地域…3地区（小原木、唐桑、中井）
- 本吉地域…3地区（大谷、津谷、小泉）

■交付対象者／慰霊碑等建立団体

地域住民組織又は震災遺族で構成された団体で、次の要件を満たしているもの

- ①慰霊碑などの建立後においても当該碑の維持管理を永続的にできるもの
- ②過去に当該補助金の交付を受けていないこと

■補助対象経費／

- (1)新規に慰霊碑などを設置する場合…土地購入代及び土地造成費を除く次に掲げる経費
 - ①石碑代 ②彫刻代 ③設置工事費 ④外構工事費
- (2)既に設置してある慰霊碑などの場合…周辺整備及び移設に伴う経費
 - ①外構工事費 ②移転に要する費用 ③追加彫刻代

■補助額／補助対象経費の2分の1以内。限度額100万円。

■補助期間／平成28年度から32年度（震災発生から10年後）まで。なお、制度実施前の28年4月1日以降に実施した慰霊碑などについても、補助対象とします。

■申請方法／整備をご検討の方は事前にご相談ください。申請方法などについて、詳しくは市総務課へお問い合わせください。

✓ 大船渡線BRT「八幡大橋(東陵高校)駅」 開業に伴うダイヤ改正について

■申し込み・問い合わせ先／
東日本旅客鉄道(株)
気仙沼BRT営業所
tel:41-0021(平日9:30~16:30)

4月1日に新設される八幡大橋（東陵高校）駅の開業に合わせて、大船渡線BRTのダイヤが改正されます。

主な改正内容としては、大船渡線BRTの始発駅時刻を右図のとおり見直し、気仙沼駅での乗換に伴う時間を短縮します。

※時刻表は、JR気仙沼駅、JR本吉駅、市本庁舎、本吉・唐桑総合支所、階上・大島出張所、各公民館で配布しています。

	【現行】	【改正後】
下り	列車 → 乗換 → BRT	列車 → 乗換 → BRT
	8:45着 (15分) 9:00発	8:45着 (10分) 8:55発
	10:36着 (24分) 11:00発	10:36着 (14分) 10:50発
	11:47着 (23分) 12:10発	11:47着 (13分) 12:00発
	21:47着 (23分) 22:10発	21:47着 (13分) 22:00発
上り	BRT → 乗換 → 列車	BRT → 乗換 → 列車
	10:26着 (22分) 10:48発	10:36着 (12分) 10:48発
	11:56着 (26分) 12:22発	12:01着 (21分) 12:22発
	13:56着 (25分) 14:21発	14:01着 (20分) 14:21発

※大船渡線の気仙沼駅における乗換です。

